

## 一般取引条件

Document #: F101-4-JPN

Release Date: 15-NOV-2019

Page 1 of 2

### 一般取引条件

1. 書面による異なる合意がない限り、当社 (以下「Intertek」という) は、以下の条件に基づいてサービスを提供し、義務を負担する。
2. Intertek は、同様の状況のもとで類似のサービスを提供する他社が通常提供するものと同等の注意と能力にもとづくサービスの提供を実施することを、サービスを注文する個人または組織 (以下、「クライアント」という) のみに対して保証する。この保証の違反の場合、Intertek は、自己の費用で、当該欠陥を修正するのに合理的に必要とされる、当初実施されたものと同種のサービスを再履行する。クライアントの支払義務が不履行となった場合には、この保証は無効となる。すべての支払は、合意された支払条件で期限内に支払われるものとし、クライアントの支払がそれ以外の条件でなされた時には、クライアントは、債務不履行となる。

Intertek は、これ以外のいかなる明示保証もしない。Intertek は、すべての黙示保証を排除し、放棄する。ここでいう黙示保証には、特定目的への適合性の保証、商品性の保証、専門的な業務遂行と結果の保証が含まれるが、これらに限定されるものではない。

3. Intertek の、業務、サービスまたは義務の履行に関連する、義務違反に対するクライアントの唯一の救済手段、および、損失または損害に対する Intertek、その役員、従業員、エージェント、代表者、業務委託先及びその再委託先の責任の総額の上限は、当該損失または損害が直接生じたものであると間接的に生じたものであるとを問わず、契約、不法行為、又はその他の法的根拠によって生じたものであるとを問わず、当該損失または損害を発生させた特定のサービスに対して支払われたまたは支払われるべき料金の 10 倍、または 1 万 5,000 米ドル、のいずれか低い方とする。ただし、間接的、偶発的、懲罰的、特別の損害、または、得べかりし利益の損失、将来事業の損失、生産損失、および諸契約の解約等の派生的損害については、Intertek はいかなる責任も負わない。

Intertek に対する請求は、当該サービスが実施されてから 90 日以内に、書面で行わなければならない。かかる書面での通知が 90 日以内に行われなかった場合、当該サービスの履行に関して、直接的であれ間接的であれ、契約、不法行為、その他の法的根拠に基づくいかなる請求も無効となるか撤回不可能な形で権利放棄されたものとする。

4. Intertek は、必要があるときは、サービスの提供を一つまたは複数の関連会社または業務委託先に委託する権利を有する。
5. クライアントは、Intertek およびその子会社、関連会社、役員、取締役、従業員、代理人に対するいかなる請求、要求、いかなる種類の訴訟またはその他の法的手続、すべての損失、損害、それに関連する結果として発生する費用および経費についても、これを免責し防御するものとする。これには、以下から生じる、またはいかなる形においても以下に起因する、実際の合理的な弁護士費用および経費も含まれるが、これらに限定されるものではない。(i) クライアントの製品またはサービスの使用を通じて生じた負傷、損失または損害、(ii) システム/プログラムの認証が不適切だとする、いかなる人物からの請求および主張、(iii) Intertek が、この契約の条件に従って、クライアントのために、またはクライアントの利益のために行う行為。上記(iii)の規定は、それが専ら Intertek の故意または重過失に基づくものであると適切な管轄権ある裁判所によって判断されたときは適用されない。本条の諸規定は、この契約の期間中のみならず契約終了後も存続するものとする。





## 一般取引条件

Document #: F101-4-JPN

Release Date: 15-NOV-2019

Page 2 of 2

6. いずれの当事者も、遅くとも 90 日前までに相手方に書面で通知することにより、この契約をいつでも解約することができる。また、Intertek は、Intertek に対する支払期限をクライアントが徒過したとき、適用される規格または Intertek の要求事項をクライアントが遵守しないとき、Intertek の要求に従った是正処置をクライアントがとらないとき、または、クライアントが支払不能となるか、または破産申立がなされたか、または管財人の管理下におかれたときは、クライアントに、適切な措置を取るための合理的な機会を与えるための相当な通知を書面で行うことを条件に、この契約を解約することができる。クライアントは、Intertek が、認定機関から認証機関(CB)として認定されなくなったときまたは自ら認定を返上したときは、Intertek に書面で通知することによって、この契約を直ちに解約することができる。この契約が解約されたときは、クライアントは直ちに認証のロゴおよび認証登録書の使用を終了しなければならない。すべての解約通知は、書面で行われなければならない。
7. この契約の解約は、その時点までに発生していた契約の両当事者のいかなる権利または義務にも影響を与えるものではない。クライアントは、Intertek に対し、かかる契約終了の前に発生した、いかなる/および全ての未払い料金および費用を支払う責任を免れないものとし、この契約第 5 条が規定する Intertek に対する免責・補償責任も免れないものとする。クライアントは、支払済の審査料金のいかなる払戻金または返金を受け取る権利も有しない。ただし、Intertek は、クライアントに対し、前払された審査料金のうち未発生相当分を返金する。
8. この契約およびこの契約に基づくクライアントの権利、便宜、義務は、Intertek の書面による事前の承諾がないかぎり、その全部であると一部であることを問わず、これを譲渡または委託することはできない。クライアントの合併、過半または支配的な議決権または持分の譲渡、その資産の全て又は重要な部分を譲渡、または、その他の形態の取引であって直接的または間接的に、クライアントまたはその資産の実効的な支配を他のいかなる人間または組織に譲渡する影響をもつ取引は、いずれも上記の譲渡または委託に該当する。
9. この契約の条項の変更は、権限ある Intertek の役員が許可しない限り、Intertek を法的に拘束することはない。クライアントからの業務またはサービスの依頼に対する Intertek の承認は、この一般取引条件、認証契約および提案書の適用を受ける。顧客から提案または提出されるいかなる条件（クライアントの発注書、指示、ノミネーションまたはその他の書類に関する規定または条件を含むがこれらに限らない）は、いかなる場合においても受け入れられないものとし、契約の重大な変更の申出とみなされ、いかなる効力を有しない。
10. この契約の他のいかなる規定にもかかわらず、契約不履行が、天変地異、相手方当事者の行為、政府機関の行為、火事、ストライキ、暴動または戦争、または当事者の合理的な管理の及ばない原因から生じた場合は、いずれの当事者も、相手方当事者に対して、この契約の履行ができないことを理由に、責任を問われることはない。これら不測の事態によって、履行に遅延が生じた場合は、当該業務の実施に許された時間は、その不可抗力の事態の時間分延長される。ただし、この不可抗力の事態を経験している当事者は、遅延を最小限に留めるために、合理的な商業的手段をとる。
11. この契約の条件または規定またはその一部が執行不能とみなされる場合は、当該部分は無効となり、残余の部分は、あたかも無効部分が当初から存在しなかったものとして、存続する。
12. この契約は、Intertek が服する管轄権の法に準拠し、同法によって解釈される。